

地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の 計画書提出期限を延長しました

事業主が熊本県内において事業所の設置・整備、雇入れを行った場合に適用される「地域雇用開発助成金(熊本地震特例)」について、**特例を受けるために必要な計画書の提出期限を平成31年3月31日まで延長**しました。

助成対象となる費用の範囲や支給額は下記の通りですので、**事業主の皆様には、積極的なご利用をいただきますよう、お願いいたします。**

【地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の対象範囲と支給額】

① 対象となる設置・整備費用の範囲

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費



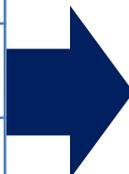
熊本地震特例

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費
- 熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費

② 支給額

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)			
	3(2)~4	5~9	10~19	20以上
300以上 1,000未満	48、60 (50)	76、96 (80)	143、180 (150)	285、360 (300)
1,000以上 3,000未満	57、72 (60)	95、120 (100)	190、240 (200)	380、480 (400)
3,000以上 5,000未満	86、108 (90)	143、180 (150)	285、360 (300)	570、720 (600)
5,000以上	114、144 (120)	190、240 (200)	380、480 (400)	760、960 (800)



熊本地震特例

設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)			
	3(2)~4	5~9	10~19	20以上
300以上 1,000未満	75万円	120万円	225万円	300万円
1,000以上 3,000未満	90万円	150万円	300万円	400万円
3,000以上 5,000未満	135万円	225万円	450万円	600万円
5,000以上	180万円	300万円	600万円	800万円

※ 生産性の向上が認められない場合は左側の、認められる場合は右側の額を支給
※ () 内は創業の場合で、初回支給時に倍額を支給

※ () 内は創業の場合

裏面に、地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の概要をまとめていますので、ご参照ください。

地域雇用開発助成金（熊本地震特例）のご案内

制度概要

事業主が、（１）熊本県内において事業所の設置・整備を行い、（２）熊本県内の求職者等を雇い入れた場合に、（１）に要した費用と（２）の雇入れ人数に応じた地域雇用開発助成金を、１年ごとに最大３回支給します。

主な支給要件

①	熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
②	平成31年3月31日まで に計画書を提出すること ※ 計画書を提出する日から事業所の設置・整備および雇入れ完了までの期間は最大18か月です。
③	以下の者を雇い入れること ハローワーク等の紹介により雇い入れた労働者であって、本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある者。 ※ 対象労働者の要件があります。
④	事業所の設置・整備費用が１点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること ※ 修理・修繕費も対象となります。
⑤	事業所の被保険者数が増加していること ※ 計画書を提出する日の前日と完了日を比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
⑥	労働関係法令を遵守していること

支給額（１回の支給額）

事業所の設置・整備および雇入れ完了後、熊本労働局長へ完了届（支給申請書）を提出してください。１回の申請につき、以下の金額が支給されます（１年ごとに最大３回）。

（ ）内は創業の場合のみ適用

設置・整備費用	対象労働者の増加数			
	3（２）～４人	５～９人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	75万円	120万円	225万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	90万円	150万円	300万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	135万円	225万円	450万円	600万円
5,000万円以上	180万円	300万円	600万円	800万円

○ 大規模雇用開発計画に係る特別措置

対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備費用が50億円以上で大規模雇用開発計画を提出した事業主については、支給要件に応じて0.95億円～2.4億円の助成

その他、ご不明な点がございましたら、労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。